

横浜市磯子区生活支援センター 平成23年度事業計画案

磯子区生活支援センターは、精神等に障害のある人たちの自立と社会参加を支援するために、次のような方針で平成23年度の事業を実施します。

【理念】

日常生活の支援を通し、一人ひとりが「あんしん」や「つながり」を実感できるような地域づくりを目指します。

【事業実施方針】

磯子区生活支援センターは、次の機能を重点に事業を実施します。

- ① 生活相談（日常生活に関する問題・課題を解決する支援）
- ② 生活支援（生活への直接的サポート）
- ③ 地域連携・地域交流（地域のネットワーク構築）

事業実施にあたっては、利用者の側に立って話を聞き、心のこもった支援により信頼関係を構築し、問題解決に繋がるような支援を心掛けます。

I 支援基盤の整備

1 精神等に障害のある人が地域で安心できる生活を保障するため以下の支援事業を行います。

(1) 横浜市における一次相談機関としての機能

面接相談、電話相談、訪問相談など問題解決に向けて様々な相談を承り支援をいたします。

ア 面接相談

プライベートなことなど面接室で相談を承ります。

イ 電話相談

様々な相談を承り安心をお届けします。

ウ 訪問・同行

来所困難な人には訪問を実施し、積極的に相談に応じ支援します。一人では精神科等の医療機関に受診できず他に方法のない場合は同行します。また、定期的な訪問支援や同行支援が必要な場合、個別支援計画に則り計画的な訪問・同行を実施します。

(2) いつでも利用できる居場所を提供します。

利用者が気軽にセンター内で過ごせるように館内を提供します。

また、館内で過ごす利用者からの相談に積極的に応じます。

(3) 精神科・内科の専門医相談

ア 精神科 月3回

イ 内科 月1回

(4) 入浴サービスを実施します。

ひとりでゆっくりと入浴できます。非常ボタンも付いています。 利用料 100円

- (5) 夕食サービスを実施します。
アンケート等により皆様の声を聞きながら、おいしい夕食を提供していきます。
値段は300円から500円の範囲で設定します。
- (6) ランドリー利用サービス（洗濯機、乾燥機）
利用料 100円
- (7) インターネット利用サービス 10分10円 印刷1枚10円
- (8) 昼食サービスについては毎月1回昼食会プログラムを実施します。
ご利用者は職員やボランティアと一緒に調理をしたり、また、お食事するだけの参加も可能です。 費用 300円程度
- (9) 創作活動等の実施
- ア 書道教室 月1回（第3火曜日）
 - イ 創作活動
 - ウ 季節行事
 - エ サークル活動

2 精神に障害のある人の社会復帰、自立および社会参加のための事業の実施

(1) 地域移行・地域定着支援事業（※新規事業）

退院を支援します。

1999年の患者調査に基づく推計によると精神疾患により、入院や外来で医療を受けている人が204万人とのことで、このうち約33万人が精神病床で治療を受けているということであったが、2008年調査による推計では入院や外来で医療を受けている人が323万人と大幅に増加している。（出典、こころのりんしょうアラカルト2010vol. 29 厚生労働省患者調査による）

1999年調査時33万人いる入院患者のうちには、地域の保健福祉基盤などが整えば、退院して社会の中で生活できる人が7万人以上はいると国では見ている。（2008年調査時には、入院患者推計約31万5000人・厚生労働省病院報告例による精神疾患に関するデータ）

このような状況下で、入院が長期化しないように、また、退院後安定した生活が送れ、地域に定着できるように、また、再び入院することがないように保健、医療、福祉が連携して必要な福祉サービスが受けられるように支援をしていきます。

(2) 自立生活アシスタント事業を実施します（※新規事業）

- ア 利用者の地域生活を支援するために本事業を実施します。また、他の福祉サービスや総合保健医療財団とも連携して**単身生活等**がしやすくなるように支援します。
- イ 訪問による生活支援や対人関係のコミュニケーションの支援などをします。

(3) 就労支援事業

横浜市精神障害者就労支援センターと連携し、就労相談のみならず、就労後の職場定着支援を実施します。

就労者の会の開催などを通して就労している人たちの応援もしていきます。

3 精神等に障害のある人たちが地域で行う自主的な活動に対する支援をします。

各種サークル活動のほか、利用者ミーティングなどを通して、精神障害者の自主的活動の実現を支援します。

II 地域における協働・連携の推進

地域の様々な機関やご家族に向けた5つの基本方針

- ①日常的で具体的な連携 ②顔の見える連携 ③相互にメリットを共有できる連携
- ④新たな支援サービスを生み出す連携 ⑤協働を前提とする連携

に沿って事業を実施します。

- 1 区役所、区社会福祉協議会などとの共催で当事者・家族・市民向けに、啓発のための講座を開催します。
- 2 地域に貢献し、機関の支援機能を高めるため、知的・身体を対象とした地域自立支援協議会などに参加し連携を行います。
- 3 ボランティアの育成や啓発活動も積極的に行い、ボランティアの育成とその活動・交流を支援します。当センターでは調理や話し相手などの具体的な場面で、積極的にボランティアを導入します。
- 4 運営連絡会を設置し、その委員については地域を代表する皆様、地域の精神障害関係機関、社会福祉協議会、行政等からの参加をいただき、支援センターの運営についてご意見を賜り、地域との連携を図っていきます。
- 5 ご家族の相談及び家族間交流に対する支援として、家族教室の開催や磯子区家族会などとの交流を行い、ご家族の抱える課題や不安を受け止め適切な支援及び情報の提供を行います。

III ご利用者に対する事故対策、緊急対策などの安全管理

- 1 事故の発生を未然に防ぐため、日ごろからの安全管理意識を高め、想定される事故に対して、整備している安全管理マニュアルに基づきそれぞれ事故の対応を行います。
- 2 食の安全に注意をして、食中毒を起こさないように安全管理を徹底します。
- 3 屏風ヶ浦地域ケアプラザと共同で防災訓練を実施します。
- 4 横浜市との協定に基づき、非常災害時の地域の避難拠点として機能していきます。

IV 個人情報管理の取り組み

個人情報の保護とリスクマネジメントの徹底により利用者に信頼と安心を提供します。当財団においては、「財団の保有する個人情報の保護に関する規定」を制定し、個人情報の適切な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護するために、個人情報漏洩事故防止マニュアルを作成し、職員研修を行っています。

特に生活支援センターは、書類、映像、写真、パソコン、メモリースティック、DVD等の様々な個人データの管理について、保護の徹底を図ります。

V 人材育成・資質向上

生活支援センター職員は、常に精神等に障害のある人たちが置かれている現状に問題意識を持ち、研修にも積極的に参加し、また、職場においてスーパーバイズを取り入れて職員の資質の向上に努めます。

また、日々の職員ミーティングや月1回の職員全体会議において、利用者の状況を常に把握し、個別支援のケースカンファレンスを行います。

なお、すべての人の人権を尊重し、事業の実施に当たってはていねいな言葉遣いと、心のこもった対応を心掛けて、皆様の自己実現のために支援をします。

また人材育成機能を発揮し、精神保健福祉士などの実習生を受け入れ、育成します。

VI 苦情の解決

生活支援センターは、その提供したサービスに関するご利用者又はご家族等からの苦情については迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し必要な措置をいたします。

VII 虐待の防止

生活支援センターは、ご利用者の人権を擁護し、虐待等の防止を徹底します。

VIII 利用拡大のための広報計画

- 1 毎月「生活支援センターだより」を発行し、市内の関係機関（医療機関・作業所・グループホームなど）に配布します。
- 2 区内のみならず近隣の関係機関にも足を運び利用の広報に努めます。
- 3 磯子区生活支援センター広報誌「うえるかむ」を年2回程度発行し広報に努めます。

IX 地域ケアプラザ巡業（普及啓発）

磯子区内の地域ケアプラザ数か所を拠点として、精神障害に関する情報を発信して、障害への理解や生活支援センターの利用を促進します。

各所で相談会やセミナーを開催します。（統合失調症、うつ病講座など）

X その他

来館するご利用者の身近な支援者として、挨拶等気軽に声かけられる関係作りを心がけます。

ご家族やご本人にとって必要な情報については、求めに応じて情報を収集し提供します。

平成23年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市磯子区精神障害者生活支援センター
 運営法人：財団法人横浜市総合保健医療財団

【 収 入 】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	退院促進	自立生活アシスタント	
指定管理料	64,225,000	44,230,000	6,985,000	13,010,000	

【 支 出 】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	退院促進	自立生活アシスタント	
人件費	56,225,000	37,672,000	6,184,000	12,369,000	
所長	3,743,000				
常勤職員（5名）	26,449,000				
非常勤職員（4名）	12,349,000				
アルバイト	2,350,000				
調理アルバイト	2,406,000				
嘱託医賃金	1,008,000				
法定福利費	6,028,000				
退職給与引当金	1,700,000				
福利厚生費	54,000				
労務厚生費	138,000				
施設管理費	4,530,000	3,714,000	453,000	363,000	
光熱水費	1,634,000				
庁舎管理	2,698,000				
修繕積立金	300,000				
利用者負担金充当分	△ 102,000				入浴・洗濯・インターネットサービス実施徴収額光熱水費充当分
運営費	3,470,000	2,844,000	348,000	278,000	
旅 費	415,000				
消耗品費	776,000				事務用消耗品費、訓練材料費
印刷製本費	126,000				
修繕費	300,000				
通信運搬費	538,000				
賃借料	401,000				
備品等購入費	383,000				
保険料	110,000				
雑費	421,000				各種会費、研修参加費、講師謝金ほか
合 計	64,225,000	44,230,000	6,985,000	13,010,000	